

公益社団法人静岡県薬剤師会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号及び公益社団法人静岡県薬剤師会定款第31条の規定に基づき、公益社団法人静岡県薬剤師会の役員報酬等の支給基準について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益法人認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんは問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には月額60万円を超えない範囲、非常勤役員には月額20万円を超えない範囲で夫々報酬を支給することができるものとし、各役員個別の金額については、第4条及び第5条に定めるところによる。

- 2 役員が本会の総会、理事会、部会、委員会及び催事並びに外部会合等に出席した場合には、前項に定める報酬とは別に、日当4,000円（税引額）を支給する。ただし、外部の会合等において当該主催者から報酬等の支給があったときは、日当は支給しない。
- 3 役員には、賞与は支給しない。
- 4 役員の退任にあたっては、退任慰労金は支給しない。

(理事の報酬額等)

第4条 理事の基準報酬は、基本額に職位別係数を乗じて得た額を月額とする。

- 2 基本額は3万円とする。
- 3 職位別係数は別表のとおりとする。

(監事の報酬額等)

第5条 監事の基準報酬は、基本額に職務別係数を乗じて得た額とする。

- 2 基本額は3万円とする。
- 3 職務別係数は次のとおりとする。
 - (1) 監査を行うとき 3
 - (2) 総会に出席したとき 1
 - (3) 理事会に出席したとき 1

(報酬等の支払方法)

第6条 役員報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令

に基づき役員の報酬から控除すべき金額があるときは、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬等の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出たときは、その方法によって支払うことができる。
- 3 報酬等の支払いを受ける役員から、報酬等の減額又は辞退の申し出があるときはそれに従う。

(報酬等の支給日)

第7条 役員の報酬等は、その月の月額分の全額を翌月22日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任されたときは、その月までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退任したときは、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

- 第10条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、請求に基づき支払うものとし、また前払いを要するものにあつては、前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員の通勤に要する交通費は、当該の公共の交通機関の実費額を支給する。
 - 3 前各項の費用の支払日は、前払いを要するものを除き、第7条を準用する。

(公表)

第11条 本会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第13条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

別表（第4条第3項関係）

職位別係数

職位	常勤理事	非常勤理事
会長	2.0	6.0
副会長	1.8	3.0
専務理事	1.8	3.0
常務理事	1.6	2.1
理事		1.5